

令和 7 年 春 季 全 国 火 災 予 防 運 動 実 施 要 綱

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2024年度全国統一防火標語）

『守りたい 未来があるから 火の用心』

3 実施期間

令和7年3月1日（土）から3月7日（金）までの7日間

4 推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理
- イ 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進
- ウ 電気器具火災の危険性に係る注意喚起
- エ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- オ 防災品の周知及び普及促進
- カ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- キ 地域の実情に即した広報の実施
- ク 高齢者等の要配慮者に重点を置いた共助の推進

(2) 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
- エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導強化

(3) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

(4) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
- ウ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(5) 防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底
 - (ア) 飲食店における防火安全対策の徹底
 - (イ) ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
 - (ウ) 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - (エ) 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

- (オ) 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の推進
- (カ) 直通階段が一つの防火対象物に対する防火管理及び消防法令違反是正指導の徹底
- (キ) 大規模な倉庫、駐車場等における防火安全対策の徹底
- (ク) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
- (ケ) 発電施設における防火安全対策の徹底
- イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- (6) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
 - ア 充電式電池に関する注意喚起
 - イ ガストーチバーナーに関する注意喚起
- (7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - イ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - ウ 照明器具の取扱いに係る指導
- (8) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (9) 地震火災対策の推進

5 実施要領（消防本部・署・分署・分駐所において実施する事項）

- (1) 火災予防運動の推進と協力依頼

各官庁・事業所・関係団体及び報道関係者に対して防火ポスター掲示や別記「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を含め、本運動の推進について協力を依頼します。また、SNS等を活用して広報を実施します。
- (2) 防火対象物に対する立入検査の実施

期間中、不特定多数の者が出入りする防火対象物を重点に立入検査を実施しますのでご協力ください。
- (3) 防火・防災研修会、避難訓練等に協力

各種研修会・訓練等を計画される場合は、お近くの消防署・分署・分駐所にご相談ください。

住宅防火いのちを守る 10 のポイント

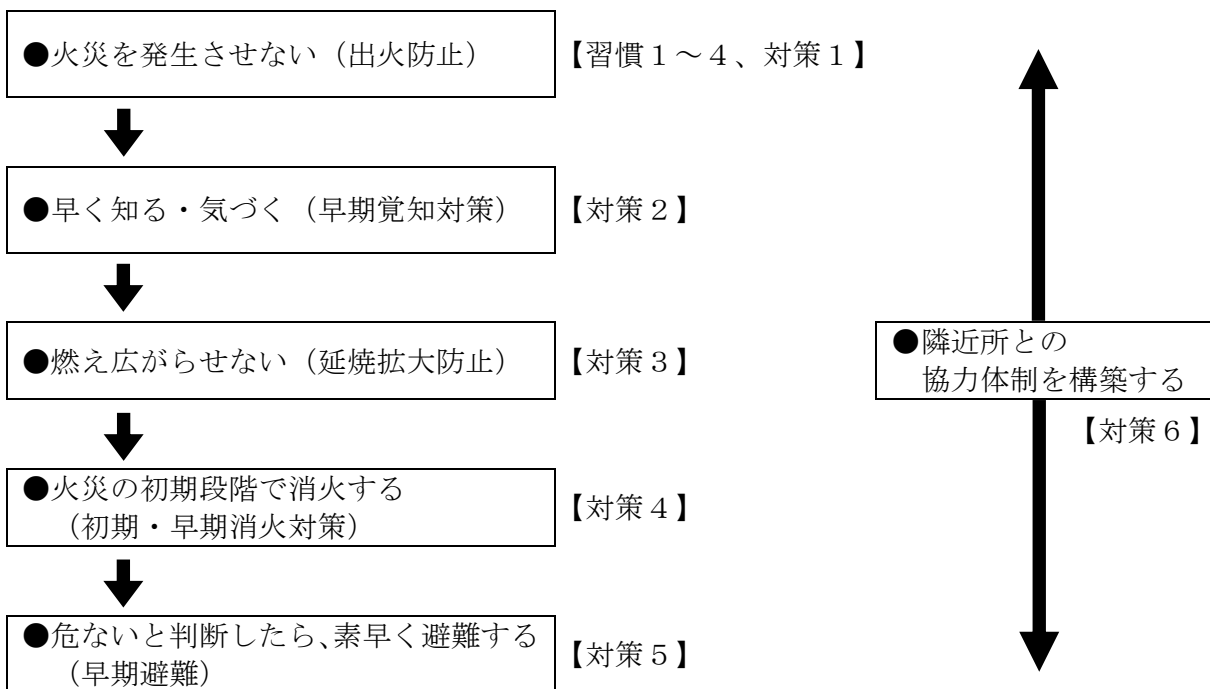
4 つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6 つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

《住宅防火いのちを守る10のポイントの考え方》



令和 7 年全国山火事予防運動実施要綱

1 目 的

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2 実施期間

令和 7 年 3 月 1 日（土）から 3 月 7 日（金）までの 7 日間

3 実施項目

- (1) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業
者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象に次の重点事項の啓発活動を実施す
る。
 - ア 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
 - イ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
 - ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
 - エ 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な
防火設備をすること
 - オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨
てないこと
 - カ 火遊びはしないこと、また、させないこと
- (2) 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、山火事予防ポスター等の掲示や
テレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体の活用等によ
り、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図る。
- (3) 火災警報発令中など、火災の発生しやすい時期には、関係機関が協力して、住宅
地等に近接する森林での重点的な森林パトロールを実施するなど森林の保全管理体
制の強化を図ることにより、火災の未然防止、火災の早期発見に努める。
- (4) 森林又は森林に近接している土地における火災の予防のため、農林業関係者等と
消防関係者等との密接な連携の下に、初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予
防及び消火資機材等の適切な点検、管理等を実施し、地域の実情に即した予防対策
を計画的に講ずるよう努める。
- (5) 地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、こ
れらの組織が女性防火クラブ等のいわゆる民間防火組織と連携を図り、予防活動を
行うよう要請する。

令和 7 年車両火災予防運動実施要綱

1 目 的

この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。

2 実施期間

令和 7 年 3 月 1 日（土）から 3 月 7 日（金）までの 7 日間

3 実施対象

- (1) すべての車両
- (2) 駐車場
- (3) 駅舎及びこれに付属する建築物
- (4) 車両の通行の用に供するトンネル

4 実施項目

- (1) 駐車場、駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消防用設備等の点検整備の励行及び取扱方法の習熟
 - ウ 地下駅舎及びトンネルにおける防災体制の整備・充実
- (2) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (3) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (4) 車両の防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟
 - ウ 車両への消火器設置の普及促進
 - エ 自動車等のボディカバーにおける防災製品の使用促進
 - オ 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備
- (5) 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行
- (6) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (7) 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

5 その他

本運動の実施に際し、警察機関等の関係機関と相互に密接な連絡を取り、必要に応じ、車両、車庫及び関係建物等の防火対象物に対して査察指導を実施することにより、効果的に車両火災予防思想の高揚を図る。